

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5411E(1)

ニトロセルローズ系ラッカー用
(リターダー入り)シンナー
(THINNER, DOPE AND LACQUER)

制定 昭和49年11月28日

改正 令和 3年11月29日

この改正票は、D S P K 5 4 1 1 E (ニトロセルローズ系ラッカー用(リターダー入り)シンナー)についてのものであり、D S P K 5 4 1 1 Eと併用される。

1.3 a) 中

“J I S Z 5 6 0 0 - 2 - 4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節密度”を“J I S Z 5 6 0 0 - 2 - 4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節密度(ピクノメータ法)”に改める。

“J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱”を“J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール”に改める。

原案作成部課等名を次のとおりとする。

原案作成部課等名:防衛装備庁 調達管理部 調達企画課 類別・標準化企画室

ニトロセルロース系ラッカー用
(リターダー入り)シンナー

制定 昭和49. 11. 28

改正 平成22. 5. 18

(THINNER, DOPE AND LACQUER)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ニトロセルロース系ラッカーを希釈するのに用いるニトロセルロース系ラッカー用(リターダー入り)シンナー(以下、シンナーという。)について規定する。

注記1 このシンナーは、リターダーが含まれており、単独又はD S P K 5410 ニトロセルロース系ラッカー用シンナーなどに規定されたシンナーと混合して用いるものである。

注記2 リターダーとは、ラッカーを塗装する際、高湿度、低温などのときに、起こりがちな塗膜の白化を防ぐためにラッカーシンナーに混合して用いる透明・揮発性の液体である。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
ニトロセルロース系ラッカー用(リターダー入り)シンナー	8010-002-2528-5

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 1504-2 工業用1-ブタノール(ブタン-1-オール)－第2部:品質

J I S K 1514 酢酸ブチル

J I S K 2435-2 ベンゼン・トルエン・キシレン－第2部:トルエン

J I S K 2513 石油製品－銅板腐食試験方法

J I S K 5600-1-1 塗料一般試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)

J I S K 5600-1-2 塗料一般試験方法－第1部:通則－第2節:サンプリング

J I S K 5600-2-4 塗料一般試験方法－第2部:塗料の性状・安定性－第4節:密度

J I S K 5601-1-1 塗料成分試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)

J I S K 5601-1-2 塗料成分試験方法－第1部:通則－第2節:加熱残分

J I S K 5601-2-1 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第1節:酸価(滴定法)

J I S K 8517 ニクロム酸カリウム(試薬)

J I S P 3801 ろ紙(化学分析用)

J I S Z 1506 外装用段ボール箱

J I S Z 1507 段ボール箱の形式

K 5411E

- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱
 J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶
 J I S Z 1 6 0 7 金属板製ふた・口金
 N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

- D S P K 5 3 0 9 航空機用ラッカーエナメル(つや有)
 D S P K 5 4 1 0 ニトロセルローズ系ラッカー用シンナー

c) 法令等

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

2 製品に関する要求

2.1 組成

シンナーの組成は、表 2 による。

表 2 - シンナーの組成 (質量比)

組 成	配合割合
酢酸ブチル(J I S K 1 5 1 4) 又は、メチルイソブチルケトン	45±2
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	10±2
ブタノール(J I S K 1 5 0 4 - 2)	10±2
石油系ナフサ	20±2
トルエン(J I S K 2 4 3 5 - 2)	15±2

2.2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 及び J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 による。

3.3 試料採取方法

検査のための試料の採取方法は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 による。

4 出荷条件

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、J I S Z 1 6 0 2 に規定する金属板製18リットル缶又は同等品¹⁾とし、ふたは J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製4リットル缶(ふたは、J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

注¹⁾ 形状、寸法、材質等が同等な容器であつて、危険物の規制に関する規則第41条～第43条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第8条に定める基準に適合するもの

4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は1個とする。
- b) 段ボール箱は、JIS Z 1506に規定する外装用段ボール箱とし、**図1**を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、JIS Z 1516の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、JIS Z 1507の0502とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

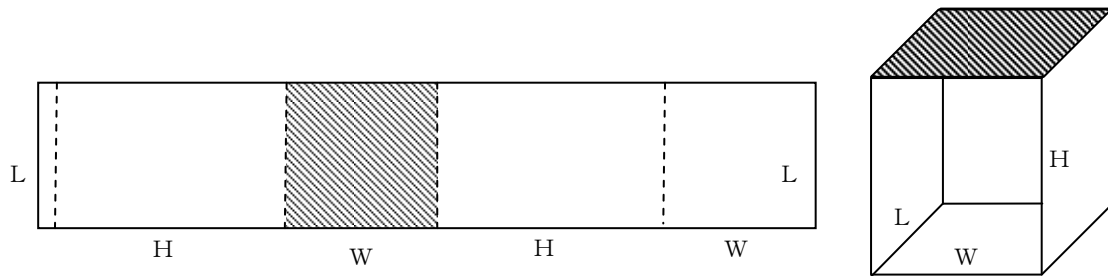


図1－外装用段ボール箱

4.3 表示

容器の表示は次による。

- a) NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

4.4 納入単位

納入単位は、23℃における容量(L)とする。

付表 1－品質

項 目	規 定	試 験 方 法
透明性	透明であること。	試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm, 長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ拡散日光の下で調べる。
色	標準液 ^{a)} より濃くないこと。	試料と標準液 ^{a)} とを、それぞれ径の等しい無色透明で肉の薄い別々の試験管に入れ、これを並べて拡散日光の下で、側面から透かしてみても色を比べる。
臭気	臭気が残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙に試料を数滴たらし、乾燥した後臭気が残っているかどうかを調べる。
しみ	しみが残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。
銅板腐食(50±1 °C)	2以下	J I S K 2 5 1 3 による。
加熱残分 %	0.5以下	J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 に準じて試験する。試料100 mlの質量 m_1 を量り取り、25 mlになるまで蒸留する。これを質量のわかっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2 °Cの乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量 m_2 を測定する。 $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに、NV：加熱残分 m_1 ：試料の質量(g) m_2 ：残留物の質量(g)
酸価	0.6以下	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 による。
密度(23 °C) g/ml	0.82～0.89	J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4 の比重瓶法による。
希釈性	沈殿及び分離が著しくないこと。	容量200 ml以上の栓付メスシリンダーにD S P K 5 3 0 9 のラッカーを1容量取り、これを試料2容量で薄めて完全にかくはんし、かくはん直後における沈殿及び分離の有無を調べる。
注 ^{a)} J I S K 8 5 1 7 に規定するニクロム酸カリウム0.048 gを脱イオン水1 Lに溶かしたものを。		